

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例の概要

目的

第1条

この条例は、口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

基本理念

第2条

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

日常生活における歯科疾患の予

歯科疾患の早期発見・早期治療

ライフステージに応じた歯科口腔

関連する施策との有機的な連携

総合的な歯科保健の推進

<第1項>

県民が、生涯にわたって日常生活においてむし歯、歯周病、歯の欠損、顎関節症、不正咬合その他の歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び治療を受けることを促進すること。

<第2項>

乳児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

<第3項>

保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(第3条～第5条)

責務と役割

※条例記載順

県

歯科医療等

保健等業務

事業者

医療保険者

県民

(第6条)

基本的施策の実施

- ① 乳児期、幼児期、学齢期におけるむし歯対策の推進
- ② 成人期における歯周疾患の予防と進行抑制
- ③ 高齢期における口腔機能の維持向上
- ④ 障害者及び要介護者の歯科検診と歯科医療の受診
- ⑤ 県民に対する定期的歯科検診受診等の勧奨等
- ⑥ 歯科医療等業務従事者の確保及び資質の向上
- ⑦ 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進と成果の活用

(第7条)

計画の策定

基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本計画(歯科保健基本計画)を定めるものとする。(おおむね5年ごとに見直し)